

一東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社一

高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

浸水するおそれのある場所に設置されていた非常用自家発電設備及び連続72時間の運転時間が確保できていない非常用自家発電設備の資産価額の純計(収入支出以外)
東会社1億4889万円、中会社2678万円、西会社5557万円、本四会社5964万円
指摘の背景となった非常用自家発電設備が浸水することにより災害対策本部の機能が十分に発揮できなくなるおそれのある事務所建物の資産価額(収入支出以外)
東会社11億1514万円、中会社1億0316万円、西会社6億3784万円
指摘の背景となったグループ会社との土地賃貸借契約額(収入) 本四会社4億2703万円

1 防災対策等の概要

(1) 防災対策の概要

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(これらを「3会社」)及び本州四国連絡高速道路株式会社(「本四会社」3会社と合わせて「4会社」)は、国や地方公共団体と協力して国民の生命等を災害から保護するために、その業務に係る防災に関する防災業務計画を作成して業務を実施している。

4会社が作成している防災業務計画、防災業務要領等(これらを「防災業務計画等」)によれば、高速道路において重大な災害が発生した場合等には4会社の本社、管理事務所等(これらを「管理事務所等」)に非常災害対策本部等(災害対策本部)を設置すること、管理事務所等は災害対策本部の非常用電源を確保するための自家発電設備(非常用自家発電設備)を整備し最低3日分の燃料を備蓄することなどとされている。

(2) 非常用自家発電設備の概要

4会社は、非常用自家発電設備を管理事務所等の建物(事務所建物)等に設置しており、非常用自家発電設備の設計については、各社が制定した設計要領(要領)等に基づくこととしている。

そして、4会社は、要領に基づき連続72時間以上運転可能となるよう非常用自家発電設備の燃料槽(燃料槽)の増設計画を定めて、増設工事を行っている。

(3) 休憩施設等における防災体制

本四会社は、グループ会社との間で土地賃貸借契約を締結して、グループ会社に高速道路のサービスエリア等(休憩施設)における店舗等の管理運営を行わせており、土地の使用条件として、災害等が発生したときは、高速道路利用者の避難誘導を行うことなどとされている。

また、本四会社は、防災業務計画等に基づきグループ会社と協力して被害の拡大を防止するための措置(災害応急対策活動)等を実施するため、グループ会社との間で防災業務に関する協定及び細目協定を締結し、グループ会社は、災害発生時において、災害応急対策活動に協力して道路利用者への情報の提供及び誘導等を行うこととされている。

さらに、グループ会社は、営業施設内で実際に出店しているテナント会社(テナント会社)との間で、営業委託契約(委託契約)を締結し、テナント会社は、飲食の提供等を行うほか、本四会社が行う道路管理業務に協力する義務と責任を負うこと、高速道路利用者の利便の確保に影響を及ぼすような事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずることとされている。

2 検査の結果

検査に当たっては、3会社の事務所建物119棟(平成30事業年度末の資産価額計138億5415万円)、4会社の非常用自家発電設備123式(同計20億2817万円)、本四会社とグループ会社との土地賃貸借契約(30年度の契約額4億2703万円)等を対象として検査した。

(1) 非常用自家発電設備の浸水対策の取組状況

3会社の非常用自家発電設備116式のうち24式は、津波や洪水により浸水することが想定される事務所建物等に設置されていた(浸水高さは最大で10.0m)が、9式(30事業年度末の資産価額計8787万円)については、浸水高さより低い位置にあり浸水するおそれがあるのに、浸水対策を実施していなかった。このため、津波や洪水により浸水した場合に非常用自家発電設備を稼働することができず、当該9式により電力の供給を受けることとなる事務所建物10棟(30事業年度末の資産価額計18億5615万円)は、災害対策本部としての機能を十分に発揮できなくなるおそれがある状況となっていた。

(2) 非常用自家発電設備の連続運転可能時間の確保状況

4会社は、防災業務計画等及び要領に基づき、非常用自家発電設備を連続72時間以上運転することが可能となるように、30事業年度末までに、69式の燃料槽の増設工事を行っていた。

一方、要領において、燃料槽は、連続72時間以上運転可能な容量とすることが明記されているが、機械の摩擦部分の熱等を防ぐための潤滑油の貯留槽の容量については明記されていなかった。

そこで、前記の69式について、潤滑油の貯留槽の容量等に基づき連続運転可能時間の確保状況を確認したところ、21式(30事業年度末の資産価額計2億1843万円)については22.5時間から70.0時間となっていて、潤滑油の貯留槽の容量が不足しているため、防災業務計画等及び要領において求められている連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた。

(3) 休憩施設等における高速道路利用者への対応体制

本四会社のグループ会社及びテナント会社は、災害発生時に、高速道路利用者の避難誘導のほかに、支援物品の提供等を行うこと(利用者支援活動)が求められることになる。しかし、土地賃貸借契約、委託契約等には利用者支援活動について一切定められていなかった。

そこで、利用者支援活動の対応体制を確認したところ、支援物品の種類等が上記の委託契約等において明確ではないことなどから、テナント会社において利用者支援活動を十分に行える体制となっておらず、本四会社が行う道路管理業務に支障が生ずるおそれがあると認められた。

このように、非常用自家発電設備の浸水対策が実施されていないことにより災害対策本部としての機能が十分に発揮できないおそれがある状況となっていた事態、防災業務計画等で定められている非常用自家発電設備の連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた事態及び災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制が整備されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 4会社が講じた改善の処置

4会社は、令和元年8月及び9月に各支社又は各管理センターに事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 3会社は、想定される浸水高さより低い位置に設置されている非常用自家発電設備について嵩上げ、遮水設備の設置等による浸水対策を実施することや、災害応急対策活動を行うための代替施設等をあらかじめ防災業務計画等に定めることによる浸水対策を実施することとした。

イ 4会社は、燃料槽の増設工事を行う際は潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するとともに、潤滑油の貯留槽の容量が不足している非常用自家発電設備については連続運転可能時間を72時間以上確保するための対策を実施することとした。

ウ 本四会社は、グループ会社との間に新たに協定を締結して災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備した。